

I. 事実の概要

- 5 行政書士である甲は、供託金の供託を証明する文書としての行使意思を有しながら、旭川地方法務局供託官 A 作成名義の真正な供託金受領証から A の記名印及び公印押捺部分を切り取り、虚偽の供託事実を記載した供託用紙の下方に接続させてこれを電子複写機で複写する方法により、真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピーを作成した。その後作成した虚偽の供託金受領証の写真コピーを、北海道上川支庁建築指導課
- 10 建築係係員に真正に成立したもののようにならして提出した。
- 甲の罪責を検討せよ。

参考判例:最高裁昭和 51 年 4 月 30 日第二小法廷判決

II. 問題の所在

- 15 文書偽造罪の要件たる「文書」とは原本であることを要し、単なる写しは「文書」とは言えないとされている。そこで、写しの一種であるといえるコピーの「文書」性は認められるのか。

III. 学説の状況

- 20 A 説(肯定説)
コピーの文書性を肯定する説¹。
- B 説(否定説)
コピーの文書性を否定する説²。

25 IV. 判例

広島高岡山支判平成 8 年 5 月 22 日判時 1572 号 150 頁

【事実の概要】

- 被告人 X は、金員を詐取しようとして企て、金融会社に母子福祉資金の融資を担保として融資を申し込んだところ、母子福祉資金の融資の証拠になる書類を要求された。そのため X
- 30 は、自己の父宛に市の教育委員会から郵送されていた郵便葉書の支払金振込通知書の一部を修正液で消去した上、ワープロを用いてその宛名欄に記入し、新たに文字を印字した紙片を作成名義欄および支払金額欄などに貼り付ける方法で同文書を改ざんした。そして、これを原稿としてファクシミリで送信し、受信先である金融会社のファクシミリで印字させた。

35 【判旨】

教育委員会作成の郵便葉書による支払金振込通知書を改ざんした上、行使の目的をもって、これを送信原稿としてファクシミリで送信し、受信先のファクシミリで印字させる方

¹ 川端博『新版 文書偽造罪の理論』(立花書房,1999年)157頁以下。

² 大谷實『刑法各論[第5版]』(成文堂,2018年)284頁以下。

法により作成された架空の支払金振込通知書写しは、あたかも真正な支払金振込通知書を原形どおり正確に複写したかのような形式、外観を有し、かつ、原本同様の社会的機能と信用性を有し、刑法 155 条 1 項の有印公文書偽造罪の客体に当たる。

【引用の趣旨】

- 5 本判例は、「複写機による写しとの間に格別の差異があるとはいえない」として、原本を原形どおり正確に複写することや、その社会的機能と信用性に鑑みて、ファクシミリによって受信された書面の文書性を認めており、検察側が採用する A 説の立場と親和的であるため。

10 **V. 学説の検討**

B 説(否定説)

- 15 本説は、文書偽造罪における文書は「原本」に限られるとし、単なる写しは文書偽造罪の客体にならないとする。しかしながら、社会的機能と信用性を有している写真コピーを「文書」に含めないとするは、文書偽造罪の保護法益が文書の社会的信用であることに反する。すなわち、写真コピーに対して寄せられている一般の信頼を保護できない点において、本説は妥当ではない³。

よって、検察側は B 説を採用しない。

A 説(肯定説)

- 20 まず、写し作成者の意識を介入させることなく、内容や筆跡、形状に至るまで正確に再現する現在の高度なコピー技術を前提にすれば、コピーは単に原本が他に存在することを超えて、原本の意識内容を証明する役割を担っていると考えられ、かつ、国民もコピーに原本と同一の信用性を期待している以上、勝手に名義を冒用する内容のコピーを作成する行為は有形偽造に含まれると解するべきである⁴。加えて、コピー上に現れた意思・観念は原本
- 25 作成者のそれであり、そこに原本作成者の署名等が記載されている以上は、原本作成者が作成名義人と特定され得る⁵。

また、我が国の刑法典における「文書」という文言が当然に原本であることを要求していない点や、国民の予測可能性の観点から見て処罰が十分に予測できるという点に鑑みて、本説は罪刑法定主義にも違反しない⁶。

- 30 よって、検察側は A 説を採用する。

VI. 本問の検討

第 1. 甲の、真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈する写真コピーを作成した行為について、有印公文書偽造罪(155 条 1 項前段)が成立しないか。

- 35 1.(1) 「文書」とは、文字その他の可視的・可読的符号により、一定期間永続する状態で、

³ 川端・前掲 173 頁。

⁴ 前田雅英『刑法各論講義[第 3 版]』(東京大学出版会,1999 年)348 頁。

⁵ 南由介『刑法判例百選Ⅱ各論[第 7 版]』(有斐閣,2014 年)177 頁。

⁶ 松澤伸『刑法判例百選Ⅱ各論[第 5 版]』(有斐閣,2003 年)173 頁。

ある物体の上に意思又は観念を表示したものをいう。ここで、コピーが「文書」に当たるかが問題となるが、検察側はコピーの文書性を肯定する立場に立ち、①原本と同一の意識内容を保有し、②証明文書として原本と同様の社会的機能と信用性を有するものと認められる場合には、コピーの文書性を認めるべきであると考えます。

- 5 本件において、甲によって作成された写真コピーは真正な供託金受領証の写しであるかのような外観を呈していたのであるから、原本たる供託金受領証と同様、供託金が適正に受領された旨の意識内容を保有しているといえる(①充足)。また、上記外観は一般人に真正な供託金受領証であると信頼させ得るものであり、これにより、供託金が適正に受領されたことを証明する文書として社会的機能と信頼性を有しているものといえる(②充足)。よって、
- 10 本件写真コピーには文書性が認められる。また、原本たる供託金受領証は本来、公務員たる供託官 A に作成権限が存在するのであるから、公文書であるといえる。

- そして、甲は、実際の当該文書作成者は甲であるにもかかわらず、「公務員」A の「印章」たる記名印及び公印押捺部分を使用して、名義人である旭川地方務局供託官 A が作成者であるかのような外観を有する文書を作成しており、名義人と作成者の人格の同一性を偽
- 15 る行為である「偽造」を行ったといえる。

「行使の目的」とは、偽造文書を真正な文書として使用する目的をいい、ここにいう使用とは、人に文書の内容を認識させ、または認識可能な状態におくことをいうところ、本件において、甲は、本件写真コピーを真正な供託金の供託を証明する文書として行使する意思を有していたのであり、これが認められる。

- 20 (2) 故意(38条1項本文)とは客観的構成要件該当事実の一般的・抽象的な認識・認容をいうところ、本件において甲は、意図的に、また、有印公文書偽造罪の構成要件該当性について何らの錯誤もなくこれを行っているからこれが認められる。

2. 以上により、甲には有印公文書偽造罪が成立する。

- 第2. 甲が作成した虚偽の供託金受領証の写真コピーを北海道上川支庁建築指導課建築係係員に提出した行為について、有印偽造公文書行使罪(158条1項前段)が成立するか。
- 25

1.(1) 「行使」とは、偽造文書を真正な文書として、または偽造文書を内容真実な文書として使用することをいうところ、本件において、甲は「第154条から前条までの文書」たる上記虚偽の供託金受領証の写真コピーを、北海道上川支庁建築指導課建築係係員に真正に成立したもののよう偽って提出しており、これが認められる。

- 30 (2) 故意(38条1項本文)とは上記をいうところ、本件において甲には有印偽造公文書行使罪の構成要件該当性について十分に認識した上で上記行為を行っているのであるから、これが認められる。

2. よって、甲には有印偽造公文書行使罪が成立する。

35 VII. 結論

甲には、有印公文書偽造罪及び有印偽造公文書行使罪が成立し、両罪は牽連犯(54条1項後段)として処理される。

以上